

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

早期退職優遇制度の割増金

Q : 当社では、この度、早期退職希望者の募集をし、希望者には通常の場合よりも退職金を割増して支給することにしましたが、この割増金の取扱いはどのようになるのでしょうか。

A : 退職所得になります。

【解説】

社員が会社を早期に退職して、新たな就職口を見つけるのを支援するために、最近、早期退職優遇制度の導入を進める会社が増えています。これは、早期に退職した分通常の場合よりも退職金を割増して支給し、より社員を支援するという制度です。

この場合に、早期退職優遇制度により、退職金を割増して支給された場合に、その割増分が退職所得となるのかどうか問題になります。

ところで、退職所得とは、退職手当、一時恩給、その他の退職により雇用主から一時に支給される給与及びこれらの性質を有する給与で、本来退職しなかったとしたならば、支給されなかったもので、退職したことに基因して一時に支給されることとなった性質を有する所得をいいます。

ご質問の場合、早期退職希望者に対する割増金は、早期退職優遇制度の適用を受けて退職する場合に支給されるものであり、まさに退職に基因して支払われるものですから、退職所得として取り扱うことになります。

